

が法令、定款若しくは法令に基づく大蔵大臣

の処分に違反したときは又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行持株会社に対しその取締役若しくは監査役の解任その他監督上必要な措置を命じ、若しくは当該銀行持株会社の第五十二条の三第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消し、又は当該銀行持株会社の子会社である銀行に対する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された銀行持株会社に対して与えられているものとみなす。

銀行持株会社は、前項の規定により第五十二条の三第一項又は第三項ただし書の認可を取り消されたときは、大蔵大臣が指定する期間内に銀行を子会社とする持株会社でなくなりよう、所要の措置を講じなければならぬ。

3 大蔵大臣は、銀行を子会社とする持株会社が次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、当該持株会社の子会社である銀行に対し、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第五十二条の三第一項の認可を受けずに

同項各号に掲げる取引又は行為により銀行を子会社とする持株会社になつたもの又は一部の停止を命ずることができる。

二 第五十二条の三第一項の認可を受けずに

銀行を子会社とする持株会社として設立されれたもの

を子会社とする持株会社の猶予期限日後も銀行

受けることなく同項の猶予期限日後も銀行

を子会社とする持株会社であるもの

四 第一項の規定により第五十二条の三第一項又は第三項ただし書の認可を取り消され

た持株会社であつて、前項の規定による措

置を講ずることなく同項の大蔵大臣が指定

する期間後も銀行を子会社とする持株会社であるもの

第五節 雜則

(銀行持株会社に係る合併又は営業の譲渡若しくは譲受けの認可)

第五十二条の十九 銀行持株会社を全部又は一部の当事者とする合併(当該合併前に銀行持株会社であつた一の会社が当該合併後も銀行持株会社として存続するものに限る)は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 銀行持株会社を当事者とする営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け(当該営業の譲渡又は譲受けをした銀行持株会社が、その譲渡又は譲受け後も引き続き銀行持株会社であるものに限る)は、政令で定めるものを除き、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第五十二条の四の規定は、前二項の認可の申請があつた場合について準用する。

(銀行を子会社とする外国の持株会社に対する法律の適用関係)

第五十二条の二十 銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの(以下この条において「銀行を子会社とする外國の持株会社」という。)に対するこの法律の規定を適用する場合における特例及び技術的読替えその他銀行を子会社とする外国の持株会社に対するこの法律の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

第五十三条の三第一項の認可を受けずに

同項各号に掲げる取引又は行為により銀行

を子会社とする持株会社になつたもの

又は一部の停止を命ずることができる。

一 第五十二条の三第一項の認可を受けずに

銀行を子会社とする持株会社として設立さ

れたもの

を子会社とする持株会社の猶予期限日後も銀行

受けることなく同項の猶予期限日後も銀行

を子会社とする持株会社であるもの

四 第一項の規定により第五十二条の三第一項又は第三項ただし書の認可を取り消され

た持株会社であつて、前項の規定による措

置を講ずることなく同項の大蔵大臣が指定

する期間後も銀行を子会社とする持株会社であるもの

第二章 第五十二条の二第二項後段の規定は、前項第五号に規定する一の会社が取得し、又は所有することとなつた銀行の株式について準用する。

3 第五十二条の十八第一項の規定により銀行持株会社(銀行持株会社であつた会社を含む)は、次の各号のいずれかに該当するときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を届け出なければならない。

一 第五十二条の三第一項の認可に係る銀行持株会社になつたとき又は当該認可に係る銀行持株会社として設立されたとき。

二 第五十二条の三第一項又は第三項ただし書の認可を受ける場合を除く。

三 第五十二条の七第一項第六号又は第七号に掲げる会社(同条第三項の規定により子会社としようとするとき(第五十二条の十九第一項又は第二項の規定による認可を受けた合併又は営業の譲受けをしようとする場合を除く))を子会社としようとするとき(第五十二条の十九第一項又は第二項の規定による認可を受けた合併又は営業の譲受けをしようとする場合を除く)。

四 第五十二条の十九第二項の規定による認可を受けて営業の譲渡をした場合及び第二号の場合を除く)。

五 解散したとき設立又は合併(当該合併により銀行を子会社とする持株会社を設立するものに限る)を無効とする判決が確定したときを含む)。

六 資本の額を変更しようとするとき。

七 この法律の規定による認可(第一号に規定する認可を除く)を受けた事項を実行したとき。

八 その他大蔵省令で定める場合に該当するとき。

第五十七条中「銀行」の下に「又は銀行持株会社」を加える。

第五十五条の次に次の二条を加える。

第六十一条の二 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十二条の三第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社になつたとき又は銀行を子会

社とする持株会社を設立したとき。

二 第五十二条の三第三項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて銀行を

超えて銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

三 第五十二条の十八第二項の規定に違反して同項に規定する大蔵大臣が指定する期間

を超えて銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

四 第二項を「第十六条の三第二項」に改め、同

条に次の二項を加える。

2 前項に規定するもののほか、第五十二条の三第一項又は第三項ただし書の認可については、当該認可に係る銀行持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、当該認可は、効力を失う。

三 第五十二条の三第一項又は第三項ただし書の認可を受ける場合を除く。

四 第五十二条の十八第一項の規定により銀行持株会社の子会社である銀行の業務の全般又は一部の停止を命じたとき。

五 第五十二条の十八第一項の規定により銀行の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

六 第五十二条の十八第一項の規定により銀行持株会社の子会社である銀行の業務の全般又は一部の停止を命じたとき。

七 第五十二条の十八第三項の規定により銀行の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

八 前条の規定により第五十二条の三第一項又は第三項ただし書の認可が効力を失つたとき。

九 第五十二条の三第一項の規定により銀行の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

十 前条の規定により第五十二条の三第一項又は第三項ただし書の認可が効力を失つたとき。

十一 第五十二条の三第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社になつたとき又は銀行を子会

社とする持株会社を設立したとき。

十二 第五十二条の三第三項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて銀行を

超えて銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

十三 第五十二条の十八第二項の規定に違反して同項に規定する大蔵大臣が指定する期間

を超えて銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

十四 第二項を「第十六条の三第二項」に改め、同

条に次の二項を加える。

十五 第二項を「第十六条の三第二項」に改め、同

条に次の二項を加える。

十六 第二項を「第十六条の三第二項」に改め、同

条に次の二項を加える。

十七 第二項を「第十六条の三第二項」に改め、同

条に次の二項を加える。

五 第五部 大蔵委員会会議録第七号 平成九年十一月三日 【参議院】

二十七条若しくは第五十二条の十八第一項若しくは第三項に改める。

第六十三条第一号中「第十九条の下に「若しくは第五十二条の十一」を加え、同条第二号中「若しくは第二十四条第二項」を「第二十四条第二項若しくは第五十二条の十五第一項若しくは第五十二条の十六第一項若しくは第二項」に改め、同条第三号中「若しくは第二十五条第二項」を「第二十五条第二項若しくは第五十二条の十六第一項若しくは第二項」に改め、同条に次の二号を加える。

令(取締役若しくは監査役の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除

八 第五十四条第一項の規定により付した条件(第五十二条の三第一項又は第三項ただし書の規定による認可に係るものに限りる。)に違反した者

第六十四条第一項第二号中「第四号まで」の下に「、第七号又は第八号」を加え、同項第三号中「第六十一条」の下に「、第六十二条の二」を加える。

第六十五条 又は外国銀行の代表者、代理人若しくは支配人を「外国銀行の代表者、代理人若しくは支配人」、銀行特殊会社「銀行特殊会社」とし、

当該銀行持株会社であつた会社を含む。)の取

締役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社(特定持株会社が銀行を子会社とする場合は、なまづき)場合における当該持株会社

株会社であつた会社を含む。)の取締役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算

人」に改め、同条第一号中「第十六条の四第一項」を「第十六条の三第一項」に改め、同条第二

号中第七条を第七条第一項又は第五十二条の五第一項に改め、同条第三号中「第十二条」の下に「又は第五十二条の六第一項」を加え、同

条第四号中「第五十三条」を「第五十三条第一項
若しくは第三項」に改め、同条第六号中「第二十

同条第七号中「第二十一条第一項」の下に「若し

くは第五十二条の十七第一項】を加え、【同項】を「第二十六条第一項】に改め、「第二十九条】の下に【若しくは第五十二条の十七第一項若しくは第三項】を加え、同条第十一号中「第十六条の第四一项】を「第十六条の三第一項】に、一又は第三十七条第一項】を「第三十七条第一項、第五十二条の七第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)又は第五十二条の十九第一項若しくは第二項】に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十号の次に次の五号を加える。

十一 第五十二条の三第二項若しくは第四項

の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

て同項に規定する子会社対象会社以外の会社(第五十二条の八第一項に規定する国内

十三 第五十二条の七第三項の規定による大蔵大豆の認可を受けないで同項に規定するの会社を除く)を子会社としたとき。

子会社対象銀行等を子会社としたとき又は
同条第五項において準用する同条第三項の

規定による大蔵大臣の認可を受けないで同
条第一項第四号若しくは第五号に掲げる会
計士として登録する場合は、監査官の登録

社をこれらの号のうち他の号に持つる会社である子会社としたとき。

し書の規定に違反したとき。

(長期信用銀行法の一
部改正)
定により付した条件に違反したとき、

八十七号)の一部を次のように改正する。

第一項において同じ。」を加える。

(同条の次に次の二条を加える)

第十六条の二 次に掲げる取引若しくは行為により長期信用銀行を子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十一年法律第五十四号）第九条第三項（持株会社）に規定する持株会社をいう。以下同じ。）にならうとする会社又は長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ 大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一 当該会社又はその子会社による長期信用銀行の株式の取得（担保権の実行その他の大蔵省令で定める事由によるものを除く。）

二 当該会社の子会社による第四条第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

2 前項に規定する「子会社」とは、会社がその発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額（以下この項において「発行済株式の総数等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（以下この条及び第十六条の四において「株式等」という。）を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

3 前項の場合において、会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該会社に指図を行うことができるものに限る。）その他大蔵省令で定める株式等を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（大蔵省令で定

4 第一項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により長期信用銀行を子会社(同項に規定する子会社をいう。以下同じ。)とする株会社が当該事由の生じた日の属する営業年度経過後三月以内に当該会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社になつた旨その他の大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届けなければならぬ。

5 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する営業年度の終了の日から一年を経過する株等を除く)を含むものとする。

る日(以下この項において「猶予期限日」といふ。)までに長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定持株会社が、猶予期限日後も引き続き長期信用銀行を子会社とする持株会社であることについて大臣の認可を受けた場合は、この限りでな

6 特定持株会社は、前項の規定による措置により長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときも、同様とする。

五項ただし書の認可の申請があつたときは次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受け設立される会社(以下この条において「申請者」といふ)は、

三 申請者等が、その人的構成等に照らし、
状況が適当であること。

二 申請者等及びその子会社が保有する資本
等に照らしこれらの者の自己資本の充実の
程度において、(子会社となる会社を含む。
次号において「子会社」とは、(一)の規定
に依る会社をいふ。)の収支の見込みが良好
であること。

二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条(定義)に規定する長期信用銀行

三 証券取引法第二条第九項(定義)に規定する証券会社

四 銀行業を営む外国の会社

五 証券業(証券取引法第二条第八項各号(定義)に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。次号において同じ。)を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

六 銀行業(外国為替銀行の債券の発行に係る業務を含む。第三項において同じ。)又は証券業に從属し、付隨し、又は関連する業務として大蔵省令で定めるものを専ら営む会社

七 新たな事業分野を開拓する会社として大蔵省令で定める会社(当該会社の株式等を、外國為替銀行持株会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で大蔵省令で定めるもの以外の子会社が、合算して、次条において準用する銀行法第五十二条の八第一項に規定する基準株式数を超えて所有していないものに限る。)

八 外國為替銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(当該持株会社によることを予定している会社を含む。)

九 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、外國為替銀行持株会社又はその子会社としている第一項第四号又は第五号に掲げる会社をこれらの号のうち他の号に掲げる会社である子会社としようとするときについて準用する。

十 第一条中「(外國銀行支店)」の下に、「第五十二条の二第一項から第三項まで(銀行持株会社の定義等)、第五十二条の三、第五十二条の四(銀行持株会社に係る認可等)、第五十二条の七(銀行持株会社の子会社の範囲等)」を加え、「外國為替銀行持株会社は、その子会社となつた会社が、外國為替銀行持株会社の実行による株式等の取得その他の大蔵省令で定める事由により当該外國為替銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該外國為替銀行持株会社は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。」

十一 第一条中「(外國銀行支店)」の下に、「第五十二条の二第一項から第三項まで(銀行持株会社の定義等)、第五十二条の三、第五十二条の四(銀行持株会社に係る認可等)、第五十二条の七(銀行持株会社の子会社の範囲等)」を加え、「外國為替銀行について準用する」を「銀行に係るものにあつては外國為替銀行について、銀行持株会社に係るものにあつては外國為替銀行持株会社について、銀行を子会社とする持株会社に係るものにあつては外國為替銀行を子会社とする持株会社について、それ準用する」に改める。

十二 第十九条中第六号を第七号とし、第五号を第八号とし、同条第四号中「第二十五条第二項のうち、外國為替銀行又は第一項第一号からい。」

第六号まで若しくは第八号に掲げる会社(銀行に従属し、付隨し、又は関連する業務を専ら営む会社として大蔵省令で定めるものを除く。)(次項において「外國為替銀行等」という。)を子会社としようとするときは、次条において準用する銀行法第五十二条の十九第一項又は第二項の規定による合併又は営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。)

四 前項の規定は、外國為替銀行等が、外國為替銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の大蔵省令で定める事由により当該外國為替銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該外國為替銀行持株会社は、その子会社となつた外國為替銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

五 第三項の規定は、外國為替銀行持株会社が、その子会社としている第一項第四号又は第五号に掲げる会社をこれらの号のうち他の号に掲げる会社である子会社としようとするときについて準用する。

六 第十七条の二 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

七 第十条の三第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により外國為替銀行を子会社とする持株会社になつたとき又は外國為替銀行を子会社とする持株会社を設立したとき。

八 第二十条第二号中「第四号まで」を「第五号まで又は第八号」に改め、同条第三号を次のよう改める。

九 第十七条の二又は前条第六号若しくは第七号 各本条の罰則

第十一条中「(外國銀行支店)」の下に、「第五十二条の二第一項から第三項まで(銀行持株会社の定義等)、第五十二条の三、第五十二条の四(銀行持株会社に係る認可等)、第五十二条の七(銀行持株会社の子会社の範囲等)」を加え、「外國為替銀行持株会社は、その子会社となつた会社が、外國為替銀行持株会社の子会社としている第一項第四号又は第五号に掲げる会社をこれらの号のうち他の号に掲げる会社である子会社としようとするときについて準用する。

十二 第十条の三第五項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて外國為替銀行を行を子会社とする持株会社であつたとき。

十三 第十一条において準用する銀行法(以下「銀行法」という。)第五十二条の十八第二項の規定に違反して同項に規定する大蔵大臣が指定する期間を超えて外國為替銀行を行を子会社とする持株会社であつたとき。

十四 第十八条の前の見出しを削り、同条中「第十一条において準用する銀行法(以下「銀行法」という。)第五十二条の三、第五十二条の四(銀行持株会社に係る認可等)、第五十二条の七(銀行持株会社の子会社の範囲等)」を加え、「外國為替銀行について準用する」を「銀行に係るものにあつては外國為替銀行について、銀行持株会社に係るものにあつては外國為替銀行持株会社について、銀行を子会社とする持株会社に係るものにあつては外國為替銀行を子会社とする持株会社について、それ準用する」に改める。

十五 第十九条中第六号を第七号とし、第五号を第八号とし、同条第四号中「第二十五条第二項のうち、外國為替銀行又は第一項第一号からい。」

十六 第二十一一条中「又は清算人」を「若しくは清算人、外國為替銀行持株会社(外國為替銀行持株会社が外國為替銀行持株会社でなくなつた場合における当該外國為替銀行持株会社であつた会社を含む。)の取締役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社(特定持株会社が外國為替銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該外國為替銀行持株会社であつた会社を含む。)の取締役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人」に改め、同条第一号中「第十六条の四第一項」を「第十六条の三第一項」に改め、同条第二号中「第八条」の下に「又は銀行法第五十二条の六第一項」を加え、同条第三号中「第五十三条」を「第五十三条第一項若しくは第三項」に改め、同条第九号を同条第十二号とし、同条第八号中「第十六条第一項」の下に「若しくは第五十二条の十七第一項」を加え、

三月以内に、当該会社が保険会社を子会社とする株式会社になつた旨その他の大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

3 特定株式会社は、前項の事由の生じた日の属する営業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項において「猶予期限日」という。)までに保険会社を子会社とする株式会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定株式会社が、猶予期限日後も引き続き保険会社を子会社とする株式会社であることについて大蔵大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4 特定株式会社は、前項の規定による措置により保険会社を子会社とする持株会社でなくならぬときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく保険会社を子会社とする持株会社でなくなつたときも、同様とする。

第二百七十二条の四 大蔵大臣は、前条第一項又は第三項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社(以下この条において「申請者等」という。)及びその子会社(子会社となる会社を含む。第三号において同じ。)の収支の見込みが良好であること。
二 申請者等が、その人材構成等に照らして、その子会社であり、又はその子会社となる保険会社の経営管理を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
三 申請者等の子会社の業務の内容が第二百七十二条の六第三項各号のいずれにも該当しないものであること。

(保険持株会社の業務範囲等)
第二節 業務及び子会社

第二百七十二条の五 保険持株会社は、その子会社である保険会社及び次条第一項第三号から第八号までに掲げる会社並びにこれらの会社以外の会社で同項又は同条第四項ただし書の規定による大蔵大臣の承認を受けた子会社とした会社の経営管理を行うこと並びにこれらに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができる。

2 保険持株会社は、その業務を営むに当たっては、その子会社である保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。
3 保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣の承認を受けなければならぬ。

（保険持株会社の子会社の範囲等）

第二百七十二条の六 保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣の承認を受けなければならぬ。

一 生命保険会社

二 損害保険会社

三 証券取引法第二条第九項(定義)に規定する証券会社

四 保険業を行う外国の会社

五 証券業(証券取引法第二条第八項各号(定義)に掲げる行為のいずれかを行なう営業をいう。次号において同じ。)を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

六 保険業又は証券業に從事し、付随し、又は関連する業務として大蔵省令で定めるものを専ら営む会社

七 新たな事業分野を開拓する会社として大蔵省令で定める会社(当該会社の発行済株式の総数等に大蔵省令で定める割合を乗じて得た数又は額を超える株式等を、前号に掲げる会社で大蔵省令で定めるものが所有しているものに限る。)

八 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

2 前項の承認を受けようとする保険持株会社は、当該承認の申請に係る会社の業務の内容、資本の額、人的構成その他の大蔵省令で定める事項を記載した申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る会社が行い、又は行おうとする業務の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その承認をしなければならない。
一 当該業務の内容が、次のイ又はロに該当することから、当該申請をした保険持株会社の子会社である保険会社の社会的信用を失墜させるおそれがあること。
イ 当該業務の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあること。
ロ 当該業務の内容が、国民生活の安定又は国民経済の健全な発展を妨げるおそれがあること。

4 一 当該業務の内容が、当該申請に係る会社の資本の額、人的構成等に照らして、当該申請に係る会社の経営の健全性を損なう危険性が大きく、かつ、その経営の健全性が損なわれた場合には、当該申請をした保険持株会社の子会社である保険会社の経営の健全性が損なわれることとなるおそれがあること。

二 当該業務の内容が、当該申請に係る会社の業務及び財産の状況に關する説明書類を作成して、当該保険持株会社の本店及び支店に備え置き、公衆の総覽に供するものとする。ただし、当該保険持株会社又はその子会社の取引者の秘密を害するおそれのある事項、当該保険持株会社又はその子会社の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項及びその記載のため過大な費用の負担を要する事項については、この限りでない。

三 第二百七十二条の九 保険持株会社は、営業年度ごとに、当該保険持株会社及びその子会社の業務及び財産の状況に關する説明書類の総覧

四 第二百七十二条の十 保険持株会社が商法第二百八十二条第一項計算書類の作成の規定により作成する保険持株会社の営業報告書及び附属明細書の記載事項は、大蔵省令で定め

（保険持株会社の営業年度）

第二百七十二条の七 保険持株会社の営業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（保険持株会社に係る業務報告書）

第二百七十二条の八 保険持株会社は、営業年度ごとに、当該保険持株会社及びその子会社の業務及び財産の状況をこれらの会社の全部につき連結して記載した業務報告書を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

（業務報告書の記載事項、提出期日その他の業務報告書に関する事項）

2 業務報告書の記載事項、提出期日その他の業務報告書に関する事項は、大蔵省令で定める。

（保険持株会社に係る業務及び財産の状況に關する説明書類の総覧）

第二百七十二条の九 保険持株会社は、営業年度ごとに、当該保険持株会社及びその子会社の業務及び財産の状況に關する説明書類を作成して、当該保険持株会社の本店及び支店に備え置き、公衆の総覽に供するものとする。ただし、当該保険持株会社又はその子会社の取引者の秘密を害するおそれのある事項、当該保険持株会社又はその子会社の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項及びその記載のため過大な費用の負担を要する事項については、この限りでない。

（保険持株会社の営業報告書等の記載事項）

第二百七十二条の十 保険持株会社が商法第二百八十二条第一項計算書類の作成の規定により作成する保険持株会社の営業報告書及び

契約者等の保護を図るために、第二百二十九条第

（保険持株会社等による報告又は資料の提出）
第二百七十二条の十一 大蔵大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るために、第二百二十九条第

四 その子会社が子会社でなくなつたとき
(第二百七十二条の十五第二項の規定により)
五 認可を受けて営業の譲渡をした場合及び
第二号の場合を除く。)
五 解散したとき(設立又は合併(当該合併により保険会社を子会社とする持株会社を設立するものに限る。)を無効とする判決が確定したときを含む。)
六 資本の額を変更しようとするとき。
七 その他大蔵省令で定める場合に該当するとき。

(認可の失効)

第二百七十二条の十八 第二百七十二条の三第三項の認可について次の各号のいずれかに該当するとき、同条第三項の認可について第二号に該当するときは、当該認可は、その効力を失う。
一 当該認可があつた日から六月以内に当該認可があつた事項が実行されなかつたとき(やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣の承認があつたときを除く)。
二 当該認可に係る保険持株会社が保険会社を子会社とする持株会社でなくなつたとき。
五 第二百七十二条の十四第一項の規定により第二百七十二条の三第一項又は第三項ただし書の認可を取り消したとき。
六 第二百七十二条の十四第一項の規定により保険持株会社の子会社である保険会社の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。
七 第二百七十二条の三第一項の規定により保険会社の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。
八 第二百七十二条の十八の規定により第二百七十二条の三第一項又は第三項ただし書の認可が効力を失つたとき。
九 第三百十五条の次に次の二条を加える。

第三百一条 保険会社は、その特定関係者(第二百条の二に規定する特定関係者(保険業を行う者に限る。)をいい、外国保険会社等の場合にあつては、第二百九十四条に規定する特殊関係者(保険業を行う者に限る。)をいう。以下この条において同じ。)が行う保険契約の締結又はその特定関係者に係る保険募集に関する行為又は取引をしてはならぬ。
一 当該特定関係者を保険者とする保険契約の保険契約者は又は被保険者に対する行為又は取引を約し、又は提供する行為を保険者とする保険契約者若しくは被保険者との間で行う行為又は取引のうち前号に掲げるものに準ずる行為又は取引で、保険募集の公正を害するおそれのあるものとして大蔵省令で定める行為又は取引。
二 第二百七十二条の三第三項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて保険会社を子会社とする持株会社であつたとき。
三 第二百七十二条の十四第二項の規定に違反して同項に規定する大蔵大臣が指定する期間を超えて保険会社を子会社とする持株会社であつたとき。

第三百二条の二 保険持株会社及びその子会社(保険会社を除く。)は、当該保険持株会社の子会社である保険会社が行う保険契約の締結又は当該保険会社に係る保険募集に関して、次に掲げる行為又は取引をしてはならない。
一 当該保険会社を保険者とする保険契約の保険契約者は又は被保険者に対して、特別の利益の提供を約し、又は提供する行為を保険会社を保険者とする保険契約の保険契約者若しくは被保険者との間で行う行為又は取引のうち前号に掲げるものとして大蔵省令で定めたとき。
二 第二百七十二条の十八の規定により付した条件(第三百十一条第一項の規定による認可に係るものに限る。)に違反した者。

第三百二十二条 第三百十五条の二次の各号に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第二百七十二条の三第一項の規定による命令に違反したとき(設立又は合併(当該合併により保険会社を子会社とする持株会社を設立するものに限る。)を無効とする判決が確定したときを含む。)
二 第二百七十二条の三第一項の規定による命令に違反したとき(設立又は合併(当該合併により保険会社を子会社とする持株会社を設立するものに限る。)を無効とする判決が確定したときを含む。)
三 第二百七十二条の三第一項の規定による命令に違反したとき(設立又は合併(当該合併により保険会社を子会社とする持株会社を設立するものに限る。)を無効とする判決が確定したときを含む。)
四 第二百七十二条の三第一項の規定による命令に違反したとき(設立又は合併(当該合併により保険会社を子会社とする持株会社を設立するものに限る。)を無効とする判決が確定したときを含む。)
五 第二百七十二条の三第一項の規定による命令に違反したとき(設立又は合併(当該合併により保険会社を子会社とする持株会社を設立するものに限る。)を無効とする判決が確定したときを含む。)
六 第二百七十二条の三第一項の規定による命令に違反したとき(設立又は合併(当該合併により保険会社を子会社とする持株会社を設立するものに限る。)を無効とする判決が確定したときを含む。)
七 第二百七十二条の三第一項の規定による命令に違反したとき(設立又は合併(当該合併により保険会社を子会社とする持株会社を設立するものに限る。)を無効とする判決が確定したときを含む。)
八 第三百十五条の二次の各号に掲げる違反があつた者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

に限る。)

二 第二百九条(同条第五号から第八号までに係る部分に限る。)

三 第二百三十四条(同条第四号から第七号までに係る部分に限る。)

(大蔵大臣への資料提出等)

第三百十一条の四 大蔵大臣は、保険業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要な資料があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、保険業に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、保険会社、外国保険会社等、免許特定法人の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第三百四条中保険業法第三百十三条の改正規定を次のように改める。

第三百十三条规定「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律による」を「前項の規定により委任されたに、「行わせる」を委任するに改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第三条第一項、第一百八十五条第一項又は第二百十九条第一項の規定による免許

二 第百三十三条、第一百三十四条、第二百五十五条、第二百六条、第二百三十一條又は第二百三十二条の規定による第三条第一項、第一百八十五条第一項又は第二百十九条第一項の免許の取消し

三 第二百七十二条の三第一項又は第三項ただし書の規定による認可

四 第二百七十二条の十四第一項の規定に

による第二百七十二条の三第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

五 第二百八十九条前段若しくは第二百二十二条前段又は第二百三十七条(同条第二号に係る部分に限る。)若しくは第二百二十号に係る部分に限る。)の規定による告示

六 第三百十一条の三第一項同項第一号、第二号(第二百七十二条の三第一項又は第三項ただし書の規定による認可に係る部分に限る。)、第五号及び第六号に係る部分に限る。)の規定による通知

(大蔵省設置法の一部改正)

七十三条(同条第二号及び第五号に係る号に係る部分に限る。)若しくは第二百二十号に係る部分に限る。)の規定による告示

六 第三百十一条の三第一項同項第一号、第二号(第二百七十二条の三第一項又は第三項ただし書の規定による認可に係る部分に限る。)の規定による告示

法第二百七十二条の二第一項に規定する保険持株会社に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二章 合併手続等の特例

(銀行持株会社創設のための合併の条件の特例)

第三条 金融機関と銀行持株会社の子会社(会社がその発行済株式の総数に当たる株式を所有する他の会社をいう。第十二条第五項を除き、以下同じ。)である他の金融機関とが当該他の金融機関が存続することとなる合併を行う場合において、当該銀行持株会社が当該合併により消滅する金融機関(以下「消滅金融機関」という。)の子会社であるときは、合併契約書に、当該消滅金融機関の株主が当該合併により受けるべき当該他の金融機関(以下「存続金融機関」という。)の株式を現物出資の目的として当該銀行持株会社に給付し、かつ、当該銀行持株会社が当該株主に対し当該現物出資による新株を発行することを当該合併の条件として定めることができる。

第二章 合併手続等の特例

(銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案)

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 合併手続等の特例(第三条・第十三条)

第三章 賞罰(第十四条)

附則

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 合併手続等の特例(第三条・第十三条)

第三章 賞罰(第十四条)

附則

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 合併手續等の特例(第三条・第十三条)

第三章 賞罰(第十四条)

附則

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 合併手續等の特例(第三条・第十三条)

第三章 賞罰(第十四条)

附則

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 合併手續等の特例(第三条・第十三条)

第三章 賞罰(第十四条)

する長期信用銀行持株会社

三 外国為替銀行法第十条の五第一項に規定する銀行持株会社

掲げる金融機関がそれぞれ商法(明治三十二年法律第四十八号)の規定に基づき同種の金融機関との間で行う合併をいう。

三 この法律において「合併」とは、第一項各号に掲げる金融機関がそれぞれ商法(明治三十二年法律第四十八号)の規定に基づき同種の金融機

法第二百七十二条の二第一項に規定する保険持株会社に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二章 合併手續等の特例

(銀行持株会社創設のための合併の条件の特例)

第三条 金融機関と銀行持株会社の子会社(会社がその発行済株式の総数に当たる株式を所有する他の会社をいう。第十二条第五項を除き、以下同じ。)である他の金融機関とが当該他の金融機関が存続することとなる合併を行う場合において、当該銀行持株会社が当該合併により消滅する金融機関(以下「消滅金融機関」という。)の子会社であるときは、合併契約書に、当該消滅金融機関の株主が当該合併により受けべき当該他の金融機関(以下「存続金融機関」という。)の株式を現物出資の目的として当該銀行持株会社が当該株主に対し当該現物出資による新株を発行することを当該合併の条件として定めることができる。

第二章 合併手續等の特例

(銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手續の特例等に関する法律案)

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 合併手續等の特例(第三条・第十三条)

第三章 賞罰(第十四条)

附則

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 合併手續等の特例(第三条・第十三条)

第三章 賞罰(第十四条)

附則

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 合併手續等の特例(第三条・第十三条)

第三章 賞罰(第十四条)

附則

する長期信用銀行持株会社

三 外国為替銀行法第十条の五第一項に規定する銀行持株会社

掲げる金融機関がそれぞれ商法(明治三十二年法律第四十八号)の規定に基づき同種の金融機

法第二百七十二条の二第一項に規定する保険持株会社に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二章 合併手續等の特例

(銀行持株会社創設のための合併の条件の特例)

第三条 金融機関と銀行持株会社の子会社(会社がその発行済株式の総数に当たる株式を所有する他の会社をいう。第十二条第五項を除き、以下同じ。)である他の金融機関とが当該他の金融機関が存続することとなる合併を行う場合において、当該銀行持株会社が当該合併により消滅する金融機関(以下「消滅金融機関」という。)の子会社であるときは、合併契約書に、当該消滅金融機関の株主が当該合併により受けべき当該他の金融機関(以下「存続金融機関」という。)の株式を現物出資の目的として当該銀行持株会社が当該株主に対し当該現物出資による新株を発行することを当該合併の条件として定めることができる。

第二章 合併手續等の特例

(銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手續の特例等に関する法律案)

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 合併手續等の特例(第三条・第十三条)

第三章 賞罰(第十四条)

附則

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 合併手續等の特例(第三条・第十三条)

第三章 賞罰(第十四条)

附則

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 合併手續等の特例(第三条・第十三条)

第三章 賞罰(第十四条)

附則

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

れを提起することができる。

(銀行による銀行持株会社設立等の特例)

第十二条 銀行は、銀行法第十六条の二の規定にかかるわらず、大蔵大臣の認可を受けて、他の銀行(当該銀行と、第三条第一項の規定による条件が定められた合併であつて当該他の銀行が存続することとなるものを行おうとするものに限る)を子会社とする持株会社私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第三項に規定する持株会社をいう。(以下この条において同じ。)にならうとする株式会社を、子会社として設立することができる。

2 前項の規定による認可があつた場合において、同項に規定する株式会社が設立されたときは、当該株式会社は、その子会社として設立する同項に規定する他の銀行にならうとする株式会社が銀行法第四条第一項の免許を取得することにより銀行を子会社とする持株会社になることについて同法第五十二条の三第一項の認可を受けたものとみなす。

3 銀行法第四条第二項並びに第五条第一項及び第二項の規定は、同法第四条第一項の免許を受けようとする者が第一項に規定する他の銀行にならうとする株式会社である場合には、適用しない。ただし、大蔵大臣は、当該株式会社に対してする当該免許には、当該株式会社が同項に規定する合併の後に限り営業を行うことを条件として付さなければならない。

4 大蔵大臣は、第一項の銀行及び他の銀行から、第三条第一項の規定による条件が定められた合併の認可の申請があつたときは、銀行法第三十一条の規定にかかるわらず、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該合併後存続する銀行が、合併の後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。
二 当該条件に従い新株を発行する銀行持株会社の収支の見込みが良好であること。

三 前号の銀行持株会社及びその子会社である他の銀行が保有し、又は保有しようとする資産等に照らしそれらの者の自己資本の充実の状況が適当であること。

四 第二号の銀行持株会社が、その人的構成等に照らして、当該合併後存続する銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

5 銀行法第五十五条第二項の規定は、銀行持株会社が、第三条第一項の規定による条件が定められた合併により銀行を子会社(同法第五十二条の二第二項に規定する子会社(同条第三項の規定により子会社とみなされる会社を含む。))をいう。以下この項において同じ。とする持株会社が、第三条第一項の現物出資の目的として同項の存続金融機関の発行する株式の給付を受けて再び銀行を子会社とする持株会社となつた場合に限る)については、適用しない。

6 前各項の規定は、長期信用銀行及び外国為替銀行の場合について準用する。

(政令への委任)

第十三条 この法律に定めるもののほか、第三条第一項の規定により定められた条件に従い銀行持株会社がした新株の発行に係る変更の登記の申請書に添付すべき書類に関する事項、当該条件が定められた合併に係る消滅金融機関が当該合併前に行政府から受けている認可、免許、許可その他の処分の当該合併に係る存続金融機関への承継に関する特例その他この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

第三章 罰則

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、その行為をした金融機関の取締役、商法第一百八十八条第三項若しくは第二百五十八条第二項の職務代行者は、百万円以下の過料に処する。

一 第六条第一項第一号の書面に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
二 第六条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる書類を備え置かなかつたとき。
三 第六条第二項の規定において準用する商法第四百八条ノ二第二項の規定に違反して正当な事由なく書類の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律(平成九年法律第二号)の施行の日から施行する。

第二条 金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成九年法律第二百二号)の一部を次のよう改正する。

第五十八条の次に次の二条を加える。

(銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律の一部改正)

第五十九条 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(平成九年法律第二百二号)の一部を次のよう改正する。

第六十条第一項中「大蔵省令」を「總理府令・大蔵省令」に改める。

第六十二条第一項、第三項及び第四項中「大蔵大臣」を「内閣總理大臣」に改め、同条に次の二項を加える。

大蔵大臣は、第一項(前項において同様)の二項を加える。

第七 内閣總理大臣は、第一項(前項において同様)の規定による認可をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

8 第一項又は前項に規定する内閣總理大臣の権限は、金融監督庁長官に委任する。

日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律に改める。

平成九年十二月十五日印刷

平成九年十二月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K